

## 千葉県感染症対策審議会肝炎対策部会運営要領

### (設置)

第1条 千葉県における肝炎対策事業の推進を図るため、千葉県感染症対策審議会に肝炎対策部会（以下「部会」という。）を置く。

### (所轄事務)

第2条 部会は、次の事項を協議するものとする。

- 一 感染者に対する相談及び診療指導に関すること
- 二 受診状況等の把握と未受診者への検診勧奨に関すること
- 三 高度専門的な治療が可能な医療機関の確保と医療連携体制の整備に関すること
- 四 肝炎診療に関わる医療機関情報の収集と提供に関すること
- 五 事業実施の評価
- 六 その他必要な事項

### (構成)

第3条 部会は、次に掲げる者12名以内で構成するものとし、感染症対策審議会議長が指名した者（以下「部会員」という。）とする。

- 一 千葉県医師会の代表者
- 二 市町村の代表者
- 三 学識経験を有する者
- 四 肝炎患者の代表者

### (会長)

第4条 部会に部会長を置き、部会長は部会員の互選により選出する。

2 部会長は、部会の事務を総理し、部会を代表する。

3 部会長に事故がある時は、あらかじめ部会長が指名した部会員がその職務を行う。

### (会議)

第5条 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。

2 会議は、部会に属する委員の半数以上の出席がなければ、開くことはできない。

3 会議の議事は、出席した部会に属する委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 部会の議決は、千葉県感染症対策審議会の議決とみなすものとする。

### (関係者の出席)

第6条 部会長が必要と認めるときは、部会に関係者を出席させることができる。

### (事務局)

第7条 部会の事務局は、健康福祉部疾病対策課に置く。

### (その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は部会長が定める。

### 附 則

この要領は、平成26年3月31日から施行する。

この要領は、令和5年10月10日から施行する。